

「にいがた健康経営推進企業」補助金

従業員等に対する健康づくりの取組を推進するため、「にいがた健康経営推進企業」登録企業の健康経営の取組を応援する制度です。

※詳細は、新潟県ホームページをご確認ください。

制度について

①健康づくり事業

従業員及びその家族を対象として開催する下記の事業に要する経費の補助

喫煙・飲酒	受動喫煙対策や適正な飲酒に関する取組み
健（検）診	保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取組み
食生活	食生活の改善に向けた取組み
運動	運動機会の増進に向けた取組み
歯・口腔	口腔衛生や歯科検診等の取組み
こころの健康	メンタルヘルス不調者への対応に関する取組み

禁煙セミナーやメンタルヘルスサポート研修（オンライン研修も含む）、フィットネス講座の費用などが該当します。

はじめよう、
けんこう
time



②健康管理関連機器購入事業

従業員が利用する健康管理機器等の購入に要する経費の補助

血圧計、体重計、健康づくりを目的としたウェアラブル端末などが該当します。



新型コロナウイルス対策を目的としたものは対象になりません。

※①または②のいずれかのみ申請が可能です。

先着順としますので、申請が予定数を達した場合、受付を終了します。

補助率・補助上限額

①健康づくり事業

補助対象経費の1/2（補助上限額 5万円）

②健康管理関連機器購入事業

補助対象経費の1/2（補助上限額 15万円）

申請期間

令和3年10月1日（金）から令和3年12月24日（金）必着（郵送での受付となります）